

平成 18 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 アサヒプリテック株式会社
代表者の役職名 代表取締役社長 寺山満春
(コード番号 5855 東証第 1 部)
問 合 せ 先 管理統括本部 東浦知哉

当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について

当社は平成 18 年 5 月 10 日に開催された取締役会において、いわゆる『平時導入の防衛策』として、特定の株主および株主グループ（注 1）による議決権割合（注 2）を 20%以上とすることを目的とする当社普通株式の買付行為、または結果として議決権割合が 20%以上となる当社普通株式の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針を決定しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

（注 1）特定の株主および株主グループとは、次のいずれかに該当する者とします。

当社普通株式の保有者（証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する「保有者」。同条第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含む。）およびその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項の「共同保有者」。同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）

当社普通株式の買付け等（証券取引法第 27 条の 2 第 1 項の「買付け等」。取引所における有価証券市場で行われるものを含む。）を行う者およびその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項の「特別関係者」。）

（注 2）議決権割合とは、次のいずれかに該当するものとします。

特定の株主および株主グループが、注 1 の に該当する場合は、当社普通株式保有者の株式保有割合（証券取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する「株券等保有割合」に同じ。この場合、当該保有者の共同保有者の保有株式数（同項に規定する保有株券等の数に同じ。）も計算上考慮いたします。）

特定の株主および株主グループが、注 1 の に該当する場合は、当社普通株式の買付け等を行う者およびその特別関係者の株券等所有割合（証券取引法第 27 条の 2 第 8 項の「株券等所有割合」。）の合計

なお、議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するもの。）および発行済株式の総数（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するもの。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち当社直近提出のものを参照することができるものとします。

1. 基本的な方針について

当社は、平成 18 年 3 月に策定いたしました第 4 次中期経営計画において、平成 20 年度経営目標を連結売上高 1,000 億円、連結営業利益 75 億円、株主資本配当率 3.6%といたしました。安定した収益力の維持とさらなる成長によって企業価値の向上を図るとともに、配当を通して中長期保有の株主の皆さまの期待に応えることを基本方針としております。経営計画の策定にあたっては、50 年以上にわたる当社の歴史の中で培われた経営資源を正確に把握し、貴金属リサイクルおよび環境保全のビジネスの可能性の分析の上に立ち、収益力の安定と成長の持続を両立させながら企業価値を最大化に導く施策を多面的に追求いたしました。現在経営を担う当社取締役会は、本経営計画の実現を通して株主の皆さまの付託に応えてまいりたいと考えております。

なお、当社の現体制は特定の株主によって安定を維持しているものではありません。当社発行済株式の総数に対して現経営陣およびこれらの親族が保有する株式の保有比率は 41.44%であります。大株主のうち、当社の取締役あるいは経営幹部の地位にあるのは代表者取締役 1 名のみで、その保有比率は 10.21%であり、資産管理会社等は存在いたしません。また大株主法人との間に、いわゆる株式の持ち合い関係や人的交流はございません。

当社は株式公開以来、二度の株式分割の実施、あるいは新株予約権の発行等、自由な資本市場の機能を尊重して適正に資本政策を進めてまいりました。また経営計画の実現を伴いながら業績を向上させた結果、株価の上昇ならびに出来高の増加を生み、取引市場における株式の流動化は大きく進んでおります。しかしながら近時、わが国資本市場においては、株主ならびに投資家等に対して十分な情報開示がなされることなく、突然に株券等の大規模買付がなされ、結果として対象会社の企業価値を損ない、株主共同の利益を損なうおそれが生じております。当社におきましても、日々可能性が増加する大規模買付のうち、企業価値および株主共同の利益を損なう者からは株主利益を守る必要があると考え、「平時導入型」買収防衛策の制定にいたったものであります。

当社取締役会は、当社に対して買収を行おうとする者がいる場合、これを受け入れるか否かの最終的な判断は、その時点における当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきものであり、そのためには株主の皆さまが、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報を提供され、なおかつ提供された情報を検討するための十分な期間と機会が確保されたうえで、適切な判断を行っていただく必要があると考えております。株主の皆さまの判断によっては、大規模買付に対する対抗措置として、すべての株主に対して新株予約権を発行いたします。

当社取締役会は、このような基本的な方針の下、大規模買付行為に関する情報の収集、株主の皆さまへの情報提供、情報検討期間の確保、ならびに代替案提示機会の確保などを目的として、以下のとおり当社普通株式の大規模買付行為に関する適正ルール(以下、「適正ルール」といいます。)を設定し、大規模買付者には適正ルールの遵守を求めます。大規模買付者において、適正ルールが遵守される場合は、当社取締役会は、原則として以下に述べる、株主意思確認総会の判断を仰ぐことなく、大規模買付行為に対し、新株予約権の発行による対抗措置を取りません。

ただし、大規模買付者が適正ルールを遵守しない場合、大規模買付者が株主共同の利益を明白に侵害する者(注3)である場合にのみ、当社取締役会は即時に新株予約権の発行による対抗措置を取るものとします。

(注3) 株主共同の利益を明白に侵害する者とは、当社取締役会が、客観的に以下に該当すると判断した者をいいます。

会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価を吊り上げ、高値で株式等を当社および当社関係者に引き取らせる目的で買付けを行う者（いわゆる、「グリーンメイラー」）。

会社経営を一時的に支配して、当社の事業上必要な経営資産を買収者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる「焦土化経営」を行う目的で買付けを行う者。

会社経営を一時的に支配して、当社の資産を買収者やそのグループ会社の債務の担保や弁済原資とする目的で買付けを行う者。

会社経営を一時的に支配して、不動産・有価証券等の高額資産を売却等処分させ、それをもって、一時的な高配当を行う、あるいは一時的な高配当による株価の上昇を企図して株式等の高値売り抜けを目的として買付けを行う者。

2. 適正ルールの運用について

当社取締役会は、大規模買付行為が以下の適正ルールに従って行われることが当社株主の皆さま全体の利益に合致するものと考えており、大規模買付者に対し、以下の適正ルールの遵守を求めます。

大規模買付者は、大規模買付行為を開始する前に当社取締役会に対して十分な情報提供を行うこと。

大規模買付者は、 の情報提供の後、当社取締役会による十分な検討および評価のために必要な期間が経過した後に大規模買付行為を開始すること。

詳細は以下のとおりです。

(1) 意向表明書の提出

大規模買付者は、大規模買付行為を行おうとする場合、まず当社に対して、適正ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただきます。この意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名および日本国内の連絡先、提案する大規模買付行為の概要について明示していただきます。大規模買付行為の提案があった場合、当社は、適時開示に関する法令および取引所の規則に従い速やかに開示いたします。

(2) 情報の提供

当社取締役会は、大規模買付者に対し当社株主の皆さまの判断および取締役会の意見形成のために必要な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）の提供を求めます。

その主な項目は次のとおりです。

大規模買付者およびそのグループの概要

当社株式の大規模買付行為の目的および内容

買付け対価の算定根拠および買付け資金の裏付け

大規模買付行為完了後に意図する、当社および当社グループの経営方針および事業計画（既存および新規事業計画、設備投資計画を含む。）その他、資本政策、配当政策、保有資産の活用法、大規模買付者自身が行っている事業と当社および当社グループの事業との連携または統合の考えなど。

大規模買付行為完了後に意図する、当社および当社グループのお取引先（エンドユーザーを含む。）地域社会、従業員その他当社および当社グループのステークホルダー（利害関係者）に関する方針

当社取締役会は、上記（１）意向表明書の受領後５営業日以内に、提供を求める大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。

提供していただいた情報では大規模買付情報として客観的に不足していると当社取締役会が判断した場合、当社株主の皆さまの判断ならびに当社取締役会の検討、評価および意見形成のために必要な範囲でのみ追加情報の提供を求めることがあります。

当社取締役会に対して提供された大規模買付情報は、当社株主の皆さまの判断に必要であるため、速やかに当該情報をすべて開示いたします。大規模買付情報の提供が十分であり、提供行為が完了したと判断した場合には、適時開示に関する法令および取引所の規則に従って、速やかに、大規模買付者による情報および取締役会による評価・検討期間の開始について情報開示いたします。

（３）検討期間の確保

当社取締役会に対し、大規模買付情報が提供され、提供された情報が十分であると当社取締役会が判断した場合、取締役会は６０日間（営業日ではなく暦日によります。）を当社取締役会による評価・検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会検討期間」といいます。）として与えられるべきであると考え、大規模買付行為は、取締役会検討期間経過後にのみ開始されるよう要請いたします。当社取締役会が大規模買付者から必要な情報をすべて受領したときには、当社は速やかにその旨を公表し、この必要な情報のすべてを受領した日をもって「取締役会検討期間開始日」といたします。

なお、当社が取締役会検討期間を６０日間としているのは、当社が、創業以来永年に亘り取引関係を続けさせていただいている、厚い信頼関係のある幅広いお取引先や、当社および当社グループのステークホルダー（利害関係者）の皆さまに対して当該大規模買付行為が与える影響について、当社企業価値の観点から慎重にこれを評価・検討するために必要な期間であるためです。取締役会検討期間中、当社取締役会は、弁護士、公認会計士、金融機関等外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会の意見を形成して適切に開示いたします。

また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆さまへ代替案を提示する場合があります。

当社取締役会の評価・検討の段階で、大規模買付行為が当社企業価値を妨げず、当社株主の皆さま全体の利益を損なうものではないと判断される場合は、大規模買付行為の停止要請を解除し、対抗措置としての新株予約権発行を目的とした一切の手続きを行いません。この場合も、判断の基礎となった情報および判断の内容については速やかに情報開示を行います。

（４）適正ルールが遵守されなかった場合

適正ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社普通株式に対する買付行為について、当社株主の皆さま全体の利益を保護するという観点から、当社株主の皆さまに、このような買付行為を受け入れるかどうかを判断いただくために必要な情報や、実際経営

を担っている当社取締役会の検討意見を最大限に情報として提供し、そのために必要な期間を確保し、代替案の提示を受ける機会をも保証することを目的とするものであります。大規模買付者が適正ルールを遵守していただけない場合、当社取締役会は、当社株主の皆さま全体の利益を保護するため、新株予約権の発行を決議することにより、大規模買付行為に対抗する場合があります。この場合には、対抗措置により結果的に適正ルールを遵守していただけない大規模買付者にとっては経済的損害を含む何らかの不利益が生じる可能性があります。新株予約権の発行概要は、別紙「株主割当の方法による新株予約権の発行について」に記載のとおりですが、新株予約権を発行する場合には、大規模買付者に属さないことなどを新株予約権の行使条件とする場合も含め、対抗措置としての実効性を勘案した行使期間および行使条件等を設定する場合があります。

(5) 適正ルールが遵守された場合

当社取締役会は、大規模買付者において適正ルールが遵守されている場合は、当社取締役会の判断のみで対抗措置としての新株予約権の発行を行いません。あくまでも、適正ルールは、当社株主の皆さま全体の利益を保護することを目的とした、相当かつ適切な対応であると考えており、適正ルールが遵守された場合においては、取締役会検討期間経過後、可及的速やかに、当社取締役会は当社株主の皆さまに対し、評価・検討の基礎となったすべての情報に当社取締役会としての意見を付して情報開示を行います。

その後、原則として、可及的速やかに大規模買付者に対する対抗措置としての新株予約権発行にご賛同いただけるか否かの判断を仰ぐ、株主意思確認総会を開催いたします。

ただし、例外として、適正ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者が株主共同の利益を明白に侵害する者（詳細は、前述の注3をご参照ください。）であると当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は即時に新株予約権の発行による対抗措置を取るものとします。大規模買付者が株主共同の利益を明白に侵害する者であるか否かの判断は、当社取締役会が、外部の有識者や専門家の助言を受け、客観的に判断するものとし、その判断基準および判断内容については、決議後速やかに情報開示を行います。

(6) 株主意思確認総会の開催

大規模買付者において適正ルールが遵守されており、かつ大規模買付者が株主共同の利益を明白に侵害する者ではない場合には、取締役会検討期間の後、当社取締役会は、可及的速やかに会社法上の株主総会あるいはこれに準じた方法による「株主意思確認総会」を開催し、取締役会が発行しようとする、新株予約権に対し、株主の皆さまがご賛同いただけるか否かのご判断を仰ぎます。

当社取締役会は、60日間の取締役会検討期間の後、可及的速やかに株主意思確認総会において投票権を有する株主を確定するための基準日を設定し、この基準日の2週間前までに、公告等適切な方法により、株主意思確認総会の開催を株主および投資家の皆さまにお知らせいたします。

株主意思確認総会は、会社法上の株主総会あるいはこれに準じた方法により招集いたします。

株主意思確認総会は、会社法上の株主総会あるいはこれに準じた方法により行うため、その決議は、出席株主の投票権（算出方法は株主総会の議決権数に準じます。）の過半数をもって行われることといたします。

株主意思確認総会においては、当社取締役会より株主の皆さまに対し、大規模買付者への対抗措置としての新株予約権の発行を提案し、その賛否を問うものいたします。

当社取締役会は、株主意思確認総会において、大規模買付者に対する対抗措置としての新株予約権の発行が可決された場合にのみ当該新株予約権の発行を行います。

新株予約権の発行概要は、別紙「株主割当の方法による新株予約権の発行について」に記載のとおりですが、新株予約権を発行する場合には、大規模買付者に属さないことなどを新株予約権の行使条件とすることを含め、対抗措置としての実効性を勘案した行使期間および行使条件等を設定する場合があります。その行使条件等についても株主意思確認総会において賛否を問うものいたします。

3．株主および投資家の皆さまに与える影響

(1) 適正ルール導入による影響

適正ルールは、当社株主の皆さまが大規模買付行為に応じるか否かを判断していただくために必要な情報を提供し、また現在経営を担っている当社取締役会からの検討意見を提供するために必要な期間ならびに代替案の提示を受ける機会の確保を目的としております。これにより、当社株主の皆さまは、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切なお判断をされることが可能となり、当社株主の皆さま全体の利益の保護につながるものと考えております。したがって、適正ルールの設定は、当社株主および投資家の皆さまが投資判断を行う前提として適切なものであり、当社株主および投資家の皆さまの利益につながるものと考えております。

(2) 対抗措置発動による影響

当社取締役会は、当社および当社株主の皆さま全体の利益を守るため、全株主に対する株主割当の方法による新株予約権の発行を対抗措置としてとる場合があります。この対抗措置においては、大規模買付者を除く当社株主の皆さまが、その法的権利または経済的側面において格別損失を被るような事態が生じるとは想定しておりませんが、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、適時開示に関する法令および証券取引所規則に従って速やかに開示いたします。

なお、新株予約権の発行につきましては、新株予約権を取得するためには所定の期間内に申込みをしていただくことが必要になったり、また新株予約権の権利行使に当たっては、一定の金額を払い込んでいただくことが必要となる場合があります。これら手続きの詳細につきましては、具体的に新株予約権を発行する際に、法令に基づきお知らせいたします。

ただし、名義書換が未了の当社株主の皆さまが新株予約権を取得するためには、別途、当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに名義書換を完了していただく必要がありますのでご注意ください。

4．適正ルールの効力発生日および有効期限

適正ルールは、本年5月10日開催の当社取締役会の決議の日を初日として効力を生じるものとし、平成19年以降毎年6月に開催予定の当社定時株主総会の終結後、最初に開催される取締役会の終結まで有効とし、当該取締役会において対応方針の見直しを行います。その見直し（廃止または維持の場合も含まれます。）の事実、変更の際は変更後の内容、およ

び当社取締役会が判断するにいたった事項につきましても速やかに開示いたします。

なお、当社は、本年6月16日開催予定の第43期定時株主総会において全取締役の任期を1年とする定款変更議案を付議する予定であります。本議案が承認された場合、当社取締役は、毎年の定時株主総会で選任されることとなり、本対応方針は毎年の定時株主総会において株主の皆さまによりご選任いただいた取締役により構成される取締役会において見直し決定されることとなります。

以 上

別紙

株主割当の方法による新株予約権の発行について

(1) 新株予約権付与および発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿または、実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は1株とする。

(3) 新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式の総数（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）を上限とする。

(4) 新株予約権の発行価格

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(7) 行使条件

当社取締役会において別途定める。ただし、大規模買付者が実質的に保有している新株予約権は、行使することができない等の行使条件を定めることがある。

(8) 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得事由および取得条件等については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以上